# 公　告

## 諸　事　項

### 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**平成３０年（フ）第１５９号**
埼玉県桶川市北１丁目23番11号
債務者　浜崎　　巌
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野崎　　正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月４日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成３０年（フ）第１６０号**
埼玉県桶川市北１丁目23番11号
債務者　浜崎かおり
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野崎　　正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月４日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成３０年（フ）第２５号**
神奈川県横須賀市公郷町３丁目11番地17
Ｂ’Ｃｏｌｌｅｃｔ衣笠101
債務者　大野あゆみ
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大久保龍太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成３０年（フ）第１８号**
愛知県稲沢市長野３丁目９番８号
債務者　渡邉　克司
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　亮治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成３０年（フ）第７７８号**
大阪府東大阪市友井５丁目２番35号
債務者　徳永　りえ
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　氏家真紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月４日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第３１号**
埼玉県深谷市町田304番地15
債務者　水野　雅夫
1　決定年月日時　平成30年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　和久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成３０年（フ）第３２号**
埼玉県深谷市町田304番地15
債務者　水野百合子
1　決定年月日時　平成30年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　和久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成３０年（フ）第６２号**
埼玉県熊谷市上奈良1372番地３
債務者　山口　　務
1　決定年月日時　平成30年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白石　悟史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成３０年（フ）第１４号**
島根県仁多郡奥出雲町上阿井1128番地１
債務者　松﨑　　緑
1　決定年月日時　平成30年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊谷　優花
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
松江地方裁判所民事部

**平成３０年（フ）第７９号**
埼玉県三郷市彦成３丁目10番10―201号、旧住所埼玉県三郷市三郷２丁目６番地１　ステージアヴァンセ108
債務者　古谷　忠廣
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若生　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月８日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成３０年（フ）第８０号**
埼玉県三郷市彦成３丁目10番10―201号、旧住所埼玉県三郷市三郷２丁目６番地１　ステージアヴァンセ108
債務者　古谷　美記
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若生　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月８日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成３０年（フ）第２７号**
福岡県久留米市宮ノ陣町大杜392番地
債務者　八尋　光義
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　泊　　祐樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成３０年（フ）第１５号**
三重県四日市市桜新町１丁目157番地13
債務者　西脇　律子（旧姓佛川）
1　決定年月日時　平成30年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向山　富雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２９年（フ）第１３４１号**
埼玉県鴻巣市明用86番地　ウエストビレッジ105号
債務者　篠田　香奈
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松島　俊行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月11日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成３０年（フ）第１５８号**
さいたま市岩槻区東岩槻１丁目10番地８　ハイツ東岩槻302
債務者　中島　　淨
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下真由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月11日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係